

ZENBUTSU

全仏



No.
523

仏暦2549年11月
[2006年]



(チベット タシルンポ寺 撮影 田村 仁氏)

CONTENTS

報告 第2回こころの日子ふ県民東濃大会開催される

宗教系社団・財団法人に対する対応(二)

人生のすべての出来事には意味がある

～トランスパーソナル心理学から～に参加して

日蓮宗内野日総法主入山奉告法要厳修

浄土真宗本願寺派 千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要厳修

財団創立五十周年記念事業実行委員会 第三回式典部会報告

社会人権審議会 社会部会・人権部会報告

第二回 こころの日 ぎふ県民東濃大会開催される

岐阜県仏教会では、近年統発する家庭内暴力や学校内でのいじめ、青少年犯罪等相次ぐ社会問題への取り組みとして、毎月八日をごころの日（ハートフルデー）と定め、「真のごころにめざめよう、きよく、正しく、美しく」をスローガンに様々な活動を行っている。あらゆる宗派、立場を超えたごころの集いを開催しようとの願いから、十月八日十三時より、昨年に続いて「第二回ごころの日ぎふ県民東濃大会」が多治見市文化会館にて開催され、今回も多数の来場者が詰めかけた。



国歌斉唱・スローガン斉唱

第一部では開会の辞の後、参加者全員で起立しての国歌及びごころの日のスローガンの斉唱が行われた。推進委員会長沢田栄治氏挨拶の後に東濃大会会長坂崎重雄氏が挨拶、来賓として、伊吹文明文部科学大臣の祝辞を小泉顕雄参議院議員が代読した。伊吹文明文部科学大臣は、安倍新内閣の教育改革に言及しつつ「岐阜県民が提唱するごころの日が全国に広がる事を期待する」とした。また、岐阜県知事古田肇氏が祝辞を述べた。

第二部の記念講演においては、かつてダライ・ラマ法王日本在住連絡官を務め、現在は桐蔭横浜大学法学部教授のペマ・ギャルポ氏がテーマ「仏教のごころと世界平和」について記念講演を行った。

現在の日本でごころの問題が叫ばれて久しいが、その原因はどこにあるのか。現状、国連には国民を直接守る機能が残念ながら無いため、国民の安全は国家が維持している。セルフリスパクト（自国に対して国民も自尊心を持つこと）が無くなってしまった事をまげず挙げた。

また、民主主義の本質の演説として有名なリンカーンの「人民の人民による人民のための政治」という演説も、引用原文には「この聖書は人民の、人民による、人民のための統治に資するものである」と述べられているが、多くの人はその原文を知らず宗教的基盤が大前提となっている事に目を向けていない。結果、日本では政教分離の原則を徹底しすぎて完全に宗教を排除してしまった事が今日ごころをここまで荒廃させてしまった原因である、と述べた。



ペマ・ギャルポ氏の講演

命の尊重は言うのではなく行う事が尊いことであり、また当たり前のことである。仏教の六波羅蜜がボランティアの原点といい、仏教の実践が心の教育に大いに有用であることを述べた。また、子どもの要求を満たしてあげる事だけが愛情ではなく、「少欲知足」足ることを知り、節度を教えることも

親からの大切な愛情であることなどを述べ、一時間あまりの講演に聴衆は高い関心を寄せ聞き入っていた。

第三部では、記念演奏として地元多治見で二胡教室を開いている二胡奏者張照翔氏が演奏を行った。同時演奏のシンセサイザー奏者である安藤牙氏も多治見の出身であり、地域密着行事としての側面も見逃せない。

シンセサイザー、ギター、コントラバスによるハーモニーの中で、「サララを超えて」「追いつきのモンゴル馬」等モンゴル音楽を二胡・四胡・馬頭琴等で演奏。また、「昂」「荒城の月」などの人気の高い曲も演奏され、幻想的な照明効果と相まって、盛大な拍手で演奏終了を迎えた。密度の濃い大会内容に、帰り際参加者も口々に大会についての感想を語り合いながら、笑顔で会場を後にしていったのが印象的であ



張照翔氏他によるコンサート

った。

大会開催にあたり、岐阜県仏教会では東濃大会開催を記念して、平成十八年八月一日より一年間、東濃鉄道路線バス一台をまるごと「こころの日」のラッピングを行い、一年間走らせている。大会参加へのきっかけ作りはもちろん、大会終了後も「こころの日」運動を思い出してもらえるように、との考慮である。また、来場者がこのラッピングバスを走らせる為の募金にも協力できるようなっており、開催側と来場側のコミュニケーションが計られている。

なお、大会開催の数時間前に、岐阜県仏教会会長であり、本会副会長の寺町研山師に「こころの日」運動に関してお話を伺った。

「こころの日」運動は、岐阜県仏教会が主催となって行っているが、この運動を世に広げていくためには多くの人々の協力が絶対不可欠である。岐阜県の商工会連合会・農協組合をはじめ、教育委員会、国会・県会議員の後援及び賛同を頂き、財界、宗教、宗派を超えた取り組みとして「こころの日」運動を推進している。地域との連携が不可欠であるので、特に尽力して行っており、第一回大会にも一五〇〇人以上の参加を頂いた。今後も運動を推進して行くために、各方面にご協力をお願い

いすると共に、継続的な努力を続けてゆきたい、とのお話を頂いた。

当日来場者に対しては、カレンダーやステッカーが配られた他、ラッピングバスを走らせ、会場周辺にはのぼりが立てられた。ポスターや、「こころの日」ホームページによる告知など、大会前後に及ぶ広報活動が非常に充実していると感じられた。

岐阜県仏教会のみならず、本会に加盟している都道府県仏教会は、地域と密着して様々な独自の活動を行っている。本会も五十周年を迎え、仏教界が今、何を為すべきかを考えてゆくにあり、更なる加盟団体との連携の強化は必要不可欠である。

今回の「こころの日」大会に際して本会が取材を申し入れた所、ご快諾頂いたばかりでなく、活動内容に関して懇切丁寧に説明を頂いた。このような加盟団体の意義ある活動を広報していくことが、仏教界の広報を考えて行くための第一歩になると考えられる。今後も各都道府県仏教会を中心として、行事・活動内容に関しての情報を、電話・FAX・インターネット等で寄せ頂いて、加盟団体の活動に関しての取材を積極的に行ってゆきたい。各加盟団体の情報提供、並びに取材協力を是非お願いしたい。

(西野)

日蓮宗 内野日総法主

入山奉告法要厳修

日蓮宗の総本山、山梨県身延山久遠寺において第九十二世の法燈を継承した内野日総法主の入山奉告式が十月三日、同寺大本堂で厳修された。法要に先立ち、午前十時過ぎ、総門から古式に倣い、駕籠に乗った内野法主の入山行列が門前町を通り、三門、菩提梯協の女坂を上り、約一時間を要して久遠寺の大玄関に到着した。

入山奉告式は、午後一時から井上瑞雄身延山総務の導師のもと、酒井日慈管長、小松浄慎宗務総長、各本山貫首、宗会議員、宗務所長ら宗内の寺院住職、本会より池田行信事務総長・奈良慈徹社会人権部長や法華系教団代表、檀信徒など二千五百名が参列する盛儀となった。祝辞は、酒井管長と堀内光雄信徒代表が述べた。



入山山頂の甘露門に到着した
内野日総法主

浄土真宗本願寺派

千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要厳修

浄土真宗本願寺派では、九月十八日(月)に国立千鳥ヶ淵戦没者墓苑にて、大谷光真ご門主ご参拝のもと、全戦没者追悼法要が厳修された。

当日は、台風接近で天気心配されたが、参拝席を覆ったテントによりご法要には支障なく、全国から大勢の参拝者が参列された中、厳粛に執り行われた。

同宗派では、戦争で犠牲になられた全ての方々を追悼し、非戦・平和の誓いを新たにす機縁として、終戦以来今日まで京都の西本願寺や大谷本廟にて戦没者追悼法要を営んでいるが、一九八一(昭和五十六)年より毎年九月十八日に同墓苑でもお勤めをしており、今年で二十六回目を迎える。



大谷光真門主(元会長・右)と
石上智康総務(元理事長・左)

宗教系社団・財団に対する対応（二）

顧問弁護士 長谷川正浩

公益法人と認定されて免税となるには、第一に公益事業を行わなくてはなりません。この点は前回で述べました。

第二の条件は公益目的事業を担保する基準を具備していなければなりません。それは下記の表（公益規定基準）

の②から⑳までの条件です。問題になりそうな項目について述べます。⑥は利益を上げすぎではないけないということとで、この点は非営利法人ですから当然のことです。

⑧の公益目的事業比率が50%以上あるというのは次の算式に表す事ができます。

公益認定をうけるための事業比率

$$\frac{\text{公益目的事業経費}}{\text{公益目的事業経費} + \text{収益事業経費} + \text{経常経費}} \times 100 \geq 50$$

無料法律相談室

長谷川正浩顧問弁護士による、無料法律相談を毎月第二、第四木曜日の午後開催しております。

本会事務総局へ事前予約の上おいで下さい。

電話 03(3437)9275

⑳について監査の基準は政令で定められることになっていきます。当面は平成十六年十月一日の「公益法人等の指導監督などに関する関係省庁連絡会議申し合わせ」が参考になります。

【条件の検討】
以上の細かい条件を具備しているかどうかの検討は是非専門家を入れて行って下さい。新法は平成二十年度に施行されますが、定款や寄附行為の変更やこれらの変更に伴って事業形態そのものを変更することは時間と労力を要することですから、今から準備しておくことが必要かと思えます。

公益認定基準

- ① 公益目的事業が主たる目的である
- ② 公益目的事業を行うための経理的基盤や技術的能力がある
- ③ 社員・評議員・理事・監事・使用人などに特別な利益を与えない
- ④ 会社経営者・特定の個人団体に寄付や特別の利益を与えない
- ⑤ 投機的な取引、高利の融資、公の秩序や善良の風俗を害するおそれのある事業を行わない
- ⑥ 公益目的事業収入がその実施に要する費用を大幅に超えない
- ⑦ 収益事業を行う場合、公益目的事業の実施に支障をきたさない
- ⑧ 公益目的事業比率が50%以上
- ⑨ 遊休財産額（いわゆる内部留保）が一年間の公益目的事業の実施費用を大幅に超えない
- ⑩ 役員・親族の合計数が役員総数の三分の一を超えない
- ⑪ 他の同一の団体の役員・使用人の合計数が役員総数の三分の一を超えない
- ⑫ 原則として会計監査人を置いている
- ⑬ 役員・評議員に対する報酬が民間事業者に比べて不当に高くない
- ⑭ 一般社団法人が社員の入退会に不当な条件をつけていない
- ⑮ 一般社団法人が社員総会で行使できる議決権の数や条件などに関する定款の定めがある場合、次のいずれにも該当すること
 - ア 社員の議決権に関し、不当に差別的な取扱いをしない
 - イ 社員の議決権に関し会費などに応じて票に差をつけない
- ⑯ 一般社団法人で理事会を置いている
- ⑰ 原則として株式や内閣府令で定める財産を保有しない
- ⑱ 公益目的事業を行うための特定財産がある場合、そのことや維持及び処分制限について定款で定めている
- ⑲ 公益認定の取り消し処分や合併により法人が消滅した場合、公益目的取得財産残額をその公益認定取消し日又は合併日から一箇月以内に類似事業目的の公益法人等に贈与することを定款で定めている
- ⑳ 清算をする場合、残余財産を類似事業目的の公益法人等に帰属させることを定款で定めている

（福嶋達也著「すぐわかる新公益法人制度」 学陽書房八十七頁）

真言宗智山派智山教化センター主催第三十七回現代教化フォーラム

人生のすべての出来事には意味がある

トランスパーソナル心理学から参加して

講師 諸富 祥彦氏 (明治大学教授)

十月十日(火)、真言宗智山派総本山

智積院別院真福寺地下講堂にて、智山

教化センター主催の第三十七回現代教化フォーラム「人生のすべての出来事

には意味がある」トランスパーソナル心理学から」が、講師に諸富祥彦氏

(明治大学文学部教授・日本トランスパーソナル学会会長)をお招きして開催された。



諸富 祥彦先生

トランスパーソナル心理学は仏教の縁起観に通ずるものがあるという。本会は財団創立五十周年記念事業のテーマに「おかげさま」地域の縁・アジアの縁」を掲げているので、あらゆる意味で「縁」の捕らえ方を探りたいという興味から参加してきた。

トランスパーソナル心理学は、心理

学第四の潮流」と呼ばれている最も新しい心理学である。

捕らわれて身動きができない悩みの

源「過去・現在の出来事(トラウマ)」を取り去るのが今までの心理学である

の対して、トランスパーソナル心理学は「わたし」を悩ませる全ての存在

・出来事も含めて、「人生のすべての出来事には意味がある」と捕らえ、ト

ラウマ的な考え方をせず、たとえ辛い苦しい出来事であろうと、それは「わ

たし」を「わたし」たらしめる人生最良の師であると捕らえる。

「人間の心はずいこい」

氏の言葉で一番響いた言葉である。

人間は、自分の背負っている物や、自分に降りかかってきている困難な事

実を「師」として、そこから学び取り、負の部分も、悩みぬいていくことによ

り、自己が見えてくる。そこに見えてきた「わたし」は決して特別なわたし

ではなく、見たままの「わたし」である。そこに目覚めが、抜けていく道がある。

ある。

「自身と向かい合い、自分を見詰め、

その声に耳を澄ます。気付くべき事に気付き、学ぶべきことを学び、自ずと成長をしていく」「その為には悩みをなくすのではなく悩みと付き合う(悩みを「わたし」との出遭いの糧とするということであろうか)ことが大切である」と氏は言う。

講演の冒頭、氏は、「わたしの講演

の際、必ずする儀式があるのですが、皆さん協力してくださいませか」と参加者を促した。その場で全員が立ち上

がり、目を閉じ胸に手をあて「今一番大切なものは何？」と自問自答した。

そして、隣の人と自己紹介。「何が大切でしたか」と話し合い、お互いに相手の大切なものについて質問をする

という時間が取られた。こうした作業を心理学ではエンカウンター(＝エンカ

ウンターグループ)という。



エンカウンター風景

私事で言えば、「大切な物が不明確

である」ということを知ることができ、と同時に、そこに「在る」ことが感じられた心地いい空間であった。

「このところこのころのふれあう場をセッティングすることが必要である」ところが健康であるということは、ふれあいをエンジョイできるといふことである」

現代社会において欠落しているものが、ここにあるのではないであろうかと思えた。隣近所との付き合いもなくなり、隣に誰が住んでいるかも解らない。それどころか、家族間の、夫婦間、親子間の繋がりも希薄になり、話すのも鬱陶しい。悪循環の極みである。

自身を見詰め、隣の人と触れ合う作業を通して、「人生の様々な悩みはふれあいの欠如からなる」ことを示唆された。

今、世界が、アジアが、地域が、人間が、コミュニケーション欠如による振れ現象を起こしているように思う。

「地域の縁・アジアの縁」というテーマの中、「自己を見出し、学び取ることができ、すごい人間の心」がコミュニケーションし、大きなうねりとなって五十周年を迎え、NEXT50へと繋がっていく。

まずは、自身に出遭う必要を改めて痛感させられたひと時であった。

(江口)

社会人権審議会報告

理事長からの諮問事項

- 一、「日本国憲法改正における本会の対応について」(社会部会)
- 二、「靖国神社への首相及び官僚の公式参拝について」(社会部会・人権部会)
- 三、「同和・人権問題への対応について」(人権部会)

社会部会報告

社会部会が九月二十八日、本会会議室にて第一回会議が行われた。出席者六名。

社会部会の今後の進め方に於いては、諮問事項について来年十二月までに答申する。

諮問一については、①憲法は国家や権力を縛る規範である。②各教団の教員に基づく。この二点をふまえて答申をすることと合意した。

諮問二については人権部会と平行して審議を行う。殊に中止要請文や抗議文を検討する。

専門知識を有する委員の補充を早期に行う。また、審議の過程で有識者のオブザーバーを審議会に招聘することが了承された。

今回の部会は十一月十六日に開催する。

人権部会報告

人権部会が十月二日、本会会議室にて第一回会議が行われた。出席者十名。

田澤元泰審議会委員長から二つの専門部会で連携し、研究を重ねていきいと挨拶。続いて杉本了恵部会長は、旧同和委員会が行なってきた過去の委員会活動や各種事業をまとめたいと述べた。

審議では、人権部会の今後の進め方を確認した後、諮問三については、本審議会と旧同和委員会の性格の違いを踏まえた上で審議を進める。諮問二については、両部会で平行して審議し、要請文や抗議文を検討する。答申は、平成十九年十二月末までに行う。

伝統仏教の連合体として今までの部落差別・同和推進事業の継続や反省等の見直しを行った上で、答申に反映できるか検討していくことと合意した。

本会が旧同和委員会を設置した一九八一年から取り組んだ部落差別・同和問題の諸事業をまとめる上で旧同和委員会の歴代正・副委員長の意見を聴取し、参考にすることが了承された。

今回の部会は十二月六日に開催する。

救援基金にご協力お願い

本会では、国内外における災害救援や人道的支援に対し、緊急且つ迅速な対応をすべく「救援基金」を常時開設しております。

先般のジャワ島中部地震及び津波の被害に際しまして、既に、「救援基金」より、インドネシア大使館へ百万円・日本赤十字社へ百万円、並びにBNN(仏教NGOネットワーク)へ二百万円を寄託いたしております。日本ユニセフでもジャワ島地震に関しての緊急募金の受付は既に終了していますが、被災地はまだまだ支援が必要な現況であります。今後も状況を見据えた上、現地の被災者救援活動を支援いたします。つきましては、加盟団体・各御寺院・仏教徒の皆様、そして、宗派・宗教を超えて、皆様の暖かい浄財を下記口座までお寄せ頂きますようお願いいたします。

【寄付者】(七月十二日〜九月三十日)

一隅を照らす運動総本部・和宗・真言宗大覚寺派・全日本仏教青年会(順不同・敬称略)

*ご支援ご協力、誠にありがとうございます。

記

郵便振替口座 口座番号

〇〇一一〇一九一七〇四八三四 口座

名義 全日本仏教会 救援基金

お問い合わせは本会事務局まで

財団創立五十周年記念事業実行委員会 第三回 式典部会報告

去る九月二十七日、財団創立五十周年記念事業実行委員会第三回式典部会が全日本仏教会会議室にて開催された。池田事務総長、西村部会長の挨拶により開会し、西村部会長が会議の進行を行った。また、今回より式典会場となる大本山増上寺より、石田祐寛法務部長(当日は代理として渡辺裕章法務部法要課長が出席)が式典部会の委員に就任することとなった。

部会では、これまでの式典部会・総務部会の経過が報告された後、未決定の事項について協議が行われた。結果、左記の内容にて協議を進めることとなった。

開催日：二〇〇七(平成十九)年八月二十三日(木)

内容

◇記念式典 十四時〜

・五十周年記念法要並びに

関係物故者追悼法要

・功労者表彰

◇記念講演 十五時四十五分〜

◇祝宴 十七時十五分〜

※時間はいずれも予定

会場

記念式典 大本山増上寺大殿

記念講演・祝宴 東京プリンスホテル

jn50 ネパール展 ヒマラヤとブッダのふるさと開催

本年は日本とネパールの国交が樹立されて五十年になる。それを記念して様々なイベントが開催されている。

その一環として九月十六日より十八日まで、東京・秋葉原コンベンションホールで、日本ネパール国交樹立五十周年記念協力会主催による「ヒマラヤとブッダのふるさと」ネパールがやってくる」展が開催された。

このイベントでは日本国内でネパールとの文化交流を行っているNGO・民間団体が、それぞれの活動を生かして展示および実演を行った。

会場の壁面にはヒマラヤの山々の写真を大きく展示。現地からの物産・食品の展示販売なども行われた。本会もこのイベントに協賛し、長年に渡って取り組んできたルンビニ園復興事業のパネル展を会場内特別ブースにて開催した。またマヤ堂直下から出土したマーカーストーン

のレプリカと、昨年春完成した報告書『マヤ堂考古学的調査』と事業記録冊子『ルンビニ園復興事業の歩み』を展示し、来場者の衆目を集めていた。

当日は連休の期間中で、場所も秋葉原ということもあり、多くの人々にぎわっていた。

前会長藤井日光猊下ご遷化



藤井日光日蓮宗前管長（身延山久遠寺第九十一世）が、九月二十一日九十八歳でご遷化されました。

第二十六期（二〇〇四年一月〜二

〇〇六年三月）本会会長を務める傍ら、多大な被害を出した「インド洋スマトラ沖地震」においては、師のご尽力の下、本会の代表として日蓮宗より二十名を超える法要団を結成、タイ国プーケットにおいて「アンダマン海沿岸の津波犠牲者追悼法要」を厳修されたことは記憶に新しい。世界平和と仏教界の協調、発展、仏教文化の興隆にご尽力をされた。

本葬儀は平成十八年十二月四日（月）に、身延山久遠寺で執り行われる。

事務総局録事

九月（十一〜三十一日）

十三日▼局内会議

▼社団法人権審議会田澤委員長と打合せ

十四日▼WFB大会小部会

十六日▼jn50ネパール展「ヒマラヤとブッダのふるさと」出展（至 十八日）

十八日▼千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要参列（浄土真宗本願寺派）

二十四日▼藤井日光前会長葬儀参列

二十五日▼WFB大会小部会

▼民主党大会参加（於 東京プリンスホテル）

二十六日▼全日本葬祭業協同組合連合会と打合せ

二十七日▼局内会議

▼第三回式典部会

二十八日▼社団法人権審議会（社会部会）

▼無料法律相談室

▼日本宗教連盟理事会・幹事会

二十九日▼比叡山宗教サミット二十周年開催準備懇親会参加

▼BNN企画委員会参加

十月（一〜十日）

二日▼社団法人権審議会（人権部会）

三日▼身延山久遠寺御入山奉告法要参列

四日▼全日本葬祭業協同組合連合会北海道大会参加

▼大和証券主催「公益法人改革セ

ミナー」参加

五日▼北海道仏教会連盟訪問

▼中華民国（台湾）九十五年雙十國慶節祝賀会出席

六日▼局内会議

▼高橋隆天大僧正密葬儀通夜参列

▼UNESCO本部（パリ）仏陀生誕二五〇年祝賀行事出席

八日▼こころの日 ぎふ県民大会出席

十日▼局内会議

▼グリーンフケア実践セミナー出席

▼現代教化フォーラム出席（於 真福寺）

哀悼

高橋 隆天師（本会元常務理事）

九月三十日遷化 八十歳

真言宗智山派 川崎大師第四十四世貫首

★今月の表紙について★

チベット タシルンボ寺

ゲルク派六大寺院の一つ。四世以降のパンチェンラマが主に宗教活動と政治活動を行った。五十あまりの経堂と二百あまりの部屋をもつ。高さ約二十六メートルの弥勒菩薩の銅製坐像が奉られた大弥勒殿があり、弥勒像は六千七百万両もの金と十二万キロの純度の高い銅で造られ、大小様々の千四百個余りのダイヤモンド、真珠、琥珀その他の宝石が散りばめられている。歴代パンチェン霊塔殿には歴代パンチェンラマの舍利肉身が納められている。

公益法人制度改革と宗教法人への影響について

本年5月26日、宗教界にも大きな影響をもたらす公益法人制度改革3法案が成立しましたが、新しい公益法人制度に対応した税制改革案をいまだに発表しておりません。公益法人税制を横断的に見直すといわれている今、特別法によって成立している宗教法人は大丈夫と安易に構えていられない時期です。

本会加盟の日本宗教連盟では、石村耕治氏（白鷗大学教授）を講師にお招きして、第23回「宗教と税制シンポジウム」を今年も開催し、公益法人制度改革が及ぼす宗教法人への影響について研究してまいります。本会は日本宗教連盟と連携して、同問題への対応に取り組んできておりますが、今後も同問題に関して随時『全仏』誌やホームページ等で皆様に報告させていただきます。

鳥取県の控訴審判決について

宗教法人法に基づいて提出した財務文書を鳥取県が県情報公開条例で開示決定したのは違法であるとして、本会は日本宗教連盟・鳥取県仏教会と連携の上、関係省庁に働きかけてきました。

この件に関して、鳥取県の寺院が県を相手に開示決定の一部取り消しを求めていた訴訟の第一審判決は原告勝訴。第一審後、鳥取県知事が控訴しておりましたが、10月11日に広島高裁松江支部で【本件控訴を棄却する】との判決が出ました。以下判決の要旨を掲載させていただきます。

- ① 宗教法人から所轄庁へ提出された書類を管理する事務は、以下のことからすれば法定受託事務であると解するのが相当。
 - (ア) 宗教法人第25条4項は、その文言解釈からも、書類の提出を受ける事務にとどまらず、提出された書類の管理についても規定したものと解釈する余地があること
 - (イ) 同項の事務が、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして定められる法定受託事務であると規定されていることとの整合性
 - (ウ) 書類の提出のみに意義があるのではなく、むしろ、提出された書類を所轄庁が適切に保管して利用することによって、当該宗教法人の業務または事業の管理運営の実態を継続的に把握することに重要な意義を有するといえる同項の趣旨
 - (エ) 宗教法人の有する書類について、閲覧によって当該宗教法人及びその関係者の信教の自由が害されることがないように配慮すべきとの宗教法人法の基本的立場
 - (オ) 宗教法人法の事務について、都道府県知事と文部科学大臣等が関与する仕組みになっていることからすると、書類の管理、特にその開示についての取り扱い、全国一律の基準に基づいて処理するのが合理的且つ妥当であると考えられること。
- ② 文化庁次長の本件通知は、文部科学大臣から文化庁次長に対して与えられた職務権限に基づいて定められた処理基準であると認められ、鳥取県条例第9条2項1号にいう「実施機関が従わなくてはならない各大臣等の指示その他これに類する行為」に該当。
- ③ 本件文書はいずれも一般に公開されていない非公知の事項であり、本件において例外的に開示すべき特段の事情を認めるに足りる特段の事情はない。
- ④ したがって、本件文書は、実施機関が従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報と認められ、これを開示した本件開示決定は、本件条例9条2項1号に違反する。

以上